電子納品における案件番号の取り扱いについて

○管理項目の名称について

農林水産省では、H14.4 設計業務等の電子納品要領での「設計書コード」及び H14.4 工事完成図書の電子納品要領での「工事番号」とされている管理項目について平成１４年度末から「案件番号」と改めています。

【旧要領】

設計業務等の電子納品要領（案）：業務管理項目「設計書コード」
工事完成図書の電子納品要領（案）：工事管理項目「工事番号」

【H15 年度要領】

設計業務等の電子納品要領（案）：業務管理項目「案件番号」
工事完成図書の電子納品要領（案）：工事管理項目「案件番号」

○案件番号の付け方

事業所コード・整理番号に使用する数値は、農林水産省で使用している契約事務システムから得られる番号を記入します。

事業所コードについては参考で別表に示します。整理番号については、監督職員に確認して下さい。

○○	○○○○	○○○	○○○○
局コード	西暦年度	事業所	整理番号

→「案件番号」（13 桁）